

産業観光課からお知らせ
産業観光課 産業係 ☎64・1128

●森林の土地所有者届出制度について

新たに森林の土地の所有者となった方は、法律により土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届出が義務付けられています。個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をする必要があります。(ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している場合は対象外。)
▼詳しくは、産業観光課までお問い合わせください。

●森林の立木伐採にかかる許可申請・届出制度等について

地域森林計画区域内で森林の立木を伐採、または開発する場合、森林法に基づく伐採の許可申請や届出が必要ですが、畑の裏の雑木林を伐採する場合や、森林を伐採して太陽光パネルを設置する場合なども該当します。また、無届、無許可による伐採をした場合、罰金に処される場合があります。

【伐採及び伐採後の造林の届出】

◆届出者 森林所有者または伐採の権限を有する者

*伐採、造林を行う者が異なる場合は連名で提出

◆届出時期 伐採開始の90日前～30日前まで

◆届出先 伐採箇所のある市町村役場

*場所や内容により、必要な手続きが異なります。

▼詳しくは、産業観光課までお問い合わせください。

●カシノナガキクイムシによる被害について情報提供をお願いします

カシノナガキクイムシは備長炭の原木であるウバメガシなど、カシ類・ナラ類の樹木を枯死させ、森林生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。昨年度には日高郡まで被害箇所が北上しており、有田郡市でも今後数年以内に被害が発生し、蔓延する可能性があります。

◆確認のポイント

毎年、9月・10月ごろに木全体が枯れます。また、近くで見ると樹幹にフラス(木粉)が出ています。11月中旬を過ぎると紅葉と混ざって分かりづらくなりますが、紅葉前から枯れている木があれば、情報提供をお願いします。
▼詳しくは、産業観光課までお問い合わせください。

「税を考える週間」について

湯浅税務署 ☎63・5351

国税庁では、国民の皆さまに税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しています。

今年テーマを「くらしを考える税」として、国税庁ホームページ内に特設ペ

ージを設けるほか、調査や徴収などの業務についても、ドラマ仕立てでわかりやすく紹介しています。また、ツイッターやYouTube などによるSNSを使用した各種情報の発信などにも取り組んでいます。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

平成28年分の年末調整説明会が開催されます

湯浅税務署 ☎63・5351

平成28年分の年末調整のしかたや法定調書等の提出について、次の日程のとおり説明会が開催されます。

◆日時 11月29日(火) 14時～16時

◆場所 湯浅町湯浅2430・77

湯浅納税協会 3階 会議室

◆主催 湯浅税務署

公益社団法人湯浅納税協会

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

秋の全国火災予防運動のお知らせ
湯浅広川消防組合 ☎64・0119

11月9日(水)～15日(火)

「消しましょう」

その火その時

その場所で」本年度標語

住宅防火・いのちを守る7つのポイント

～3つの習慣・4つの対策～

◆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。

「これらのことを守り、火災をおこさないようにしましょう」

また、それに伴い、11月9日(水)午前10時よりサイレンを吹鳴しますので、火災とお間違えのないようお願いいたします。

『防衛省からのお知らせ』

自衛隊有田募集案内 ☎82・6631

陸上自衛隊高等工学校生徒の受付

が11月1日(火)より開始されます。

◆高等工学校とは

将来陸上自衛隊において、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても自信を持つて対応できる自衛官となる者を養成するために、男子中卒(見込含)17歳未満の者を対象に採用する制度です。

◆待遇等

身分は特別職国家公務員(生徒)で、自衛官ではありません。手当は、生徒手当として月額98,500円と期末手当が年2回(6月、12月)支給されます。衣食住は全員が駐屯地(神奈川県横須賀市)で生活し、宿舍・食事・被服類は、無料及び支給、貸与されます。

◆卒業資格等

卒業時に高校卒業資格を取得し、陸曹候補生たる自衛官(陸士長)に任官します。試験に合格した一部の生徒は防衛大・学校学生、航空学生(海・空)等の道へ進みます。

▼お問い合わせ

自衛隊和歌山地方協力本部
有田募集案内所

借金からの生活再建無料相談会
「クレジット・キャッシング・過払い・個人事業者の方も」
開催のお知らせ

県庁県民生活課 ☎073・441・2345

県では、多重債務、借金など、お金の問題に悩んでいる県民の皆さんの問題解決に向け、専門家(弁護士・司法書士)

による無料相談会を開催します。

◆主催 和歌山弁護士会・和歌山県司法書士会・和歌山県・財務省近畿財務局(和歌山財務事務所)

◆相談内容 多重債務、借金などのお金の問題に関する相談等
*個人事業者も相談可

◆日時 12月9日(金) 17時～20時

◆場所 県消費生活センター
(和歌山ビッグ愛8階)

◆予約方法

原則、事前予約制です。電話にてご連絡ください。

◆予約受付先 県庁県民生活課

◆受付時間 ☎073・441・2356
平日の9時～17時

警察の犯罪被害者支援施策のご案内
和歌山県警察本部警察相談課
☎073・423・0110

警察では、犯罪被害による精神的・経済的な負担を軽減するために、給付金の支給や医療費の公費負担等を行っています。

◆犯罪被害給付制度

◆カウンセリング支援

◆性犯罪被害者への支援

被害総合窓口のご案内

一人でお悩みではありませんか? 犯罪による被害のご相談を受けています。

◆総合相談電話

短縮ダイヤル…………… ☎#9110

通常ダイヤル

…………… ☎073・432・0110

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています